

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	旭丘高等学校教務支援システム新学習指導要領対応業務
発 注 課	札幌市教育委員会生涯学習部学校ICT
選 定 事 業 者	テクノコーポレーション(株)
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本件の履行にあたっては、「旭丘高等学校教務支援システム」の仕様及び構成を理解する必要がある。 特定者は、当該システムの設計・開発事業者であり、保守・運用業務を誠実に履行してきた実績を持つ、当該システムの仕様及び構成を熟知する唯一の事業者である。特定者が業務を実施することで、履行品質の確保、期間の短縮及び経費の削減が確保できることから、競争に付するよりも有利と認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約といたしたい。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・ <u>第91条</u> ）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和3年8月30日